

パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第二十五  
条第一項に規定する最良版の決定の基準及び方法  
に関する件

(平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第三号)

(趣旨)

1 同一の内容のパッケージ系電子出版物(国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下同じ。)が同一の発行者から同時期に複数の版で発行された場合における同法第二十五条第一項に規定する最良版(以下単に「最良版」という。)の決定の基準及び方法については、この告示の定めるところによる。

(決定の基準及び方法)

2 最良版の決定の基準は、次に掲げるとおりとし、前項の複数の版のうち当該各号に掲げる基準に該当する版を最良版とする。この場合において、第二号から第六号までに掲げる基準については、それぞれ、当該各号よりも前の各号に掲げる基準によっては最良版を決定することができない場合に限り、適用するものとする。

一 記録媒体の保存性が優れていること。

二 記録媒体を格納する容器があること。

三 保管のための特殊な施設又は設備を必要としないこと。

四 利用に係る説明書又は解説書が添付されていること。

五 記録媒体の規格又は当該パッケージ系電子出版物の当該版を利用するための機器の規格が普及していること。

六 特別の機能が付加されていること。ただし、特別の機能が特殊な目的のために付加されている場合には、特別の機能が付加されていないこと。

3 前項の規定によっては最良版を決定することができないときは、国立国会図書館の館長が、図書館資料としての保存及び利用の観点から、これを決定するものとする。

(補則)

4 第一項の「内容」には、広告及びこれに類するものを含まないものとし、主として映像を記録したパッケージ系電子出版物にあつては、映像の画面の横と縦の比並びに音声及び字幕に用いられる言語を含むものとする。

附 則

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。